**横　浜　市**

更新年月日：令和７年４月１日

ホームページ　https://www.city.yokohama.lg.jp/

特定行政庁の設置（昭和26年）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認申請担当課（本市へ建築確認申請を行う場合） | 開発許可担当課（開発・宅造許可等） | 消防担当課（消防法・火災予防条例等） |
| **建築局建築指導部****建築指導課**〒231-0005横浜市中区本町６丁目50番地の10 市庁舎25階TEL意匠担当　045-671-4552構造担当　045-671-4536設備担当 045-671-4538指導担当　045-671-4531FAX各担当共通 045-681-2437 | **建築局宅地審査部****宅地審査課（市街化区域）**〒231-0005横浜市中区本町６丁目50番地の10市庁舎25階企画担当　045-671-2945指導担当　045-671-4515　　　　　045-671-4516FAX 045-681-2435**建築局宅地審査部****調整区域課（市街化調整区域）**〒231-0005横浜市中区本町６丁目50番地の10市庁舎25階TEL 045-671-4521FAX 045-681-2435 | **消防局予防部指導課**〒240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2番地２０消防本部庁舎２階TEL 045-334-6408FAX 045-334-6610**各区消防署**連絡先は建築・開発等の窓口案内をご覧ください。**https://www.city.yokohama.lg.jp/****business/bunyabetsu/kenchiku/****annai/20140401121655.files/****0134\_20250328.pdf** |
| 建築基準法（以下「法」という）に基づく条例 | 横浜市建築基準条例横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（地下室マンション条例）横浜都心機能誘導地区建築条例（都心機能誘導条例）横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（地区計画条例）横浜市特別工業地区建築条例横浜市建築協定条例横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（不燃化推進条例） |
| 法第12条により定期報告を必要とする建築物・建築設備の概要 | 横浜市において定期報告を必要とする建築物・建築設備・防火設備・昇降機・遊戯施設（１）建築物　次の用途区分ごとに、右欄のいずれかの規模等に該当するもの・報告は３年に1回、市長が定める時期に提出

|  |  |
| --- | --- |
| 用途 | 対象となる建築物（※１　※２　※４） |
|
| １ | 劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、演芸場、集会場 | ア　地階又は３階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものイ　当該用途に供する部分の床面積（客席部分）が200㎡以上であるものウ　主階が１階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限る）で当該用途に供する部分の合計が100㎡を超えるもの |
| ２ | 病院、有床診療所、ホテル、旅館、介護老人保健施設等 | ア　地階又は３階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものイ　２階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上であるもの |
| ３（※３） | 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 | ア　３階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものイ　当該用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡以上であるもの |
| ４ | 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（個室ビデオ店等を除く）、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所 | ア　地階又は３階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものイ　２階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上であるものウ　当該用途に供する部分の床面積の合計が3000㎡以上であるもの |
| ５ | 複合用途建築物（この表に掲げる２以上の用途に供するもの） | ア　地階又は３階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものイ　２階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上であるものウ　当該用途に供する部分の床面積の合計が3000㎡以上であるもの |
| ６ | 横浜市建築基準条例に規定する個室ビデオ店等 | ア　当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの |
| ７ | 児童福祉施設等（入居者のための宿泊施設を有する児童福祉施設や老人ホームなど）、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム | ア　地階又は３階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものイ　２階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上であるもの |

※１：対象用途が避難階のみにあるものは対象としない（個室ビデオ店等を除く）。※２：「用途に供する部分」には各居室のほか、廊下、倉庫、事務室など、その用途に係る部分を含みます。※３：学校に附属するものを除く。※４：建築物全体の建築基準法別表第１（い）欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下であり、かつ、建築物全体の階数が２以下であるものを除く。（２）建築設備、防火設備・報告は１年に1回、市長が定める時期に提出

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 対象となる建築設備、防火設備 |
| 建築設 備 | 機械換気設備 | （１）の建築物に設置されている建築設備 |
| 機械排煙設備 |
| 非常用の照明措置 |
| 防火設備 （随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く）に限る） | ア　（１）の建築物に設置されている防火設備イ　病院、有床診療所、児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有する者に限る。）、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームの用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設置されている防火設備 |

＊横浜市では、共同住宅や事務所の用途は、建築物、建築設備、防火設備の定期報告対象ではありません。担当：横浜市建築局建築指導課（建築物・建築設備・防火設備について）建築安全担当　電話番号　045-671-4539　FAX　045-681-2434（３）昇降機等、遊戯施設・報告は１年に１回、市長が定める報告月に提出　　＊昇降機（住戸内のもの及び労働安全衛生法に基づく検査証の交付を受けたものを除く）、遊戯施設は、すべて報告対象です。担当：横浜市建築局建築指導課　　　（昇降機・遊戯施設について）　設備担当　電話番号　045-671-453８　FAX　045-681-2434 |
| 特定行政庁が指定する中間検査制度の概要 | **確認申請対象建築物ごとの新築、増築、改築に係る部分の延べ面積50m2以上である建築物又は建築物の部分のうち、市長が定める工程（横浜市建築基準法施行細則 別表第４）。**くわしくは、 **https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kakunin/kosaku/tyukankensa/koutei.html** |
| 積雪荷重 | 建築基準法施行令第86条第3項の規定による垂直積雪量は30cmとします。 |
| 法第22条の指定 | 全域（防火地域・準防火地域を除く。）となります。くわしくは **https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kuiki/22.html** |
| 法第52条第８項の適用区域の概要 | （１）適用区域都市計画の[指定容積率が400％以上の商業地域で、高度地区が第７種高度地区の区域](http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/kenki/kijun/yousekimap.html)ただし、次の地域・地区を除きます。□都市再生緊急整備地域　□業務施設集積地区　□２号再開発促進地区（２）容積率制限の緩和の上限の数値（Vr）Vr＝Vc（１＋0.1R）　　　※本市では最大1.1倍まで緩和できます。Vc：都市計画で定められている容積率R：延べ面積に対する住宅部分の床面積の割合くわしくは **https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kuiki/52-8.html** |
| 用途地域の指定のない区域内の制限の概要 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般の区域 | 沿道区域(※１) |
| 建築基準法による建築物の形態制限 | 建蔽率 | 50％ | 60％ |
| 容積率 | 80％（※２） | 200％ |
| 道路斜線 | 1.25/１ | 1.25/１ |
| 隣地斜線 | 20m+1.25/１ | 20m+1.25/１ |
| 日影規制 | 1.5m、3h、2h | 4m、4h、2.5h |
| 道路幅員による容積率の低減係数 | 0.4 | 0.4 |
| 都市計画法第43条による建築物の高さの許可基準 | （高さ制限） | （第１種高度地区の規定の準用） | （第４種高度地区の規定の準用） |
| 最高高さ | 10m | 20m |
| 北側斜線 | 5m+0.6/１ | 7.5m+0.6/１ |

・※１　都市計画法施行規則第7条第1号に定める、すみ切りを除いた幅員が18m以上の幹線街路のうち別図に掲げる区間又は平成22年4月5日以降に当該道路の新設に関する工事に着手された区間沿い50m以内の区域。（自動車専用道路は幹線街路に該当しません。）別図については、情報相談課・建築企画課の窓口やiマッピーで閲覧できます。・※２　既に80％を超えて適法に建築されている建築物を建替える場合は、100％を超えない範囲内において従前の容積率の数値までとします。 ・風致地区については、「一般の区域」の基準が適用されます。 くわしくは、 **https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kuiki/chousei.html** |
| 日影規制の概要 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域又は区域 | 制限を受ける建築物 | 日影の測定面の高さ | 敷地境界から5～10mの範囲の日影時間 | 敷地境界から10mを超える範囲の日影時間 |
| 第1・2種低層住居専用地域（容積率150%を除く） | 軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が３以上の建築物 | 1.5m | ３時間 | ２時間 |
| 第２種低層住居専用地域（容積率150%） | ４時間 | 2.5時間 |
| 用途地域の指定のない区域（一般の区域） | ３時間 | ２時間 |
| 第1・2種中高層住居専用地域 | 高さが10mを超える建築物 | 4.0m | ３時間 | ２時間 |
| 第1・2種住居地域・準住居地域 | ４時間 | 2.5時間 |
| 近隣商業地域（容積率200%） | ５時間 | ３時間 |
| 準工業地域（容積率200%） | ５時間 | ３時間 |
| 用途地域の指定のない区域（沿道区域（上記※１）） | ４時間 | 2.5時間 |

くわしくは、 **https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/nitiei.html** |
| 日影図作成上の緯度 | 標準緯度　（北緯35°40´）、　経度（東経139°39´） |
| その他の事項 | **＊建築・都市計画に関するホームページ　https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/**「建築・都市計画」のホームページでは、建築、開発等の許認可部署の業務案内、各種ダウンロード、関係条例等さまざまな情報を公開しています。**＊横浜市行政地図情報提供システム　https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal?mid=2**横浜市の保有する地図情報をインターネットで提供するためのシステムです。特にまちづくり情報「iマッピー」では用途地域など都市計画による制限内容、建築基準法道路種別など建築・造成等に関する制限内容、地域まちづくりの計画などご覧になれます。**＊その他詳しい窓口は、下記ホームページをご参照ください。** **https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html** |